

容器包装リサイクルって何？

●容器包装リサイクル法（容リ法）はなぜできた？

「容器包装リサイクル法」ができる前、平成7（1995）年当時は、市町村の一般廃棄物最終処分場があと8.5年で一杯になってしまう状況でした。

一般廃棄物の減量と埋立地の延命化の目的で、一般廃棄物の約60%（容積比）を占める容器包装ごみを埋め立てずにリサイクルすることになりました。

<自分の家から毎日どれくらいのごみが出ているんだろう？>

環境省によると、ひとり1日あたりの生活ごみの排出量は、466グラム。

日本中で1年間に出るごみは3,811万トン（東京ドーム約103杯分）。
このうち、家庭から排出される生活ごみは2,117万トン（約57杯分）。

わずか6日間で、東京ドーム1杯分の生活ごみが排出されている計算です。

※東京ドームの容積：約124万㎡。東京ドーム1杯＝37万トンとして計算。
※数値はすべて「令和6年度環境省一般廃棄物の排出及び処理状況等」より。

●容器包装リサイクル法のしくみ

「容器包装リサイクル法」は、平成7年に制定され、平成9年から施行された法律です。

消費者は排出抑制と分別排出。市町村は分別収集。事業者はリサイクル（再商品化）という役割分担を決め、社会全体として取組む仕組みにしました。再商品化は、容器包装を製造したり、容器包装を使用して商品を製造・販売する事業者が行います。



容器包装と分別のルール

●身の回りのさまざまな容器

わたしたちの身の回りには、さまざまな容器包装を使用した商品があります。容リ法が対象とする素材は、商品を入れたり包んだりしているもので、中身を出したり消費すると不要となって、ごみとして市町村に出されるものです。具体的には、以下の8素材です。



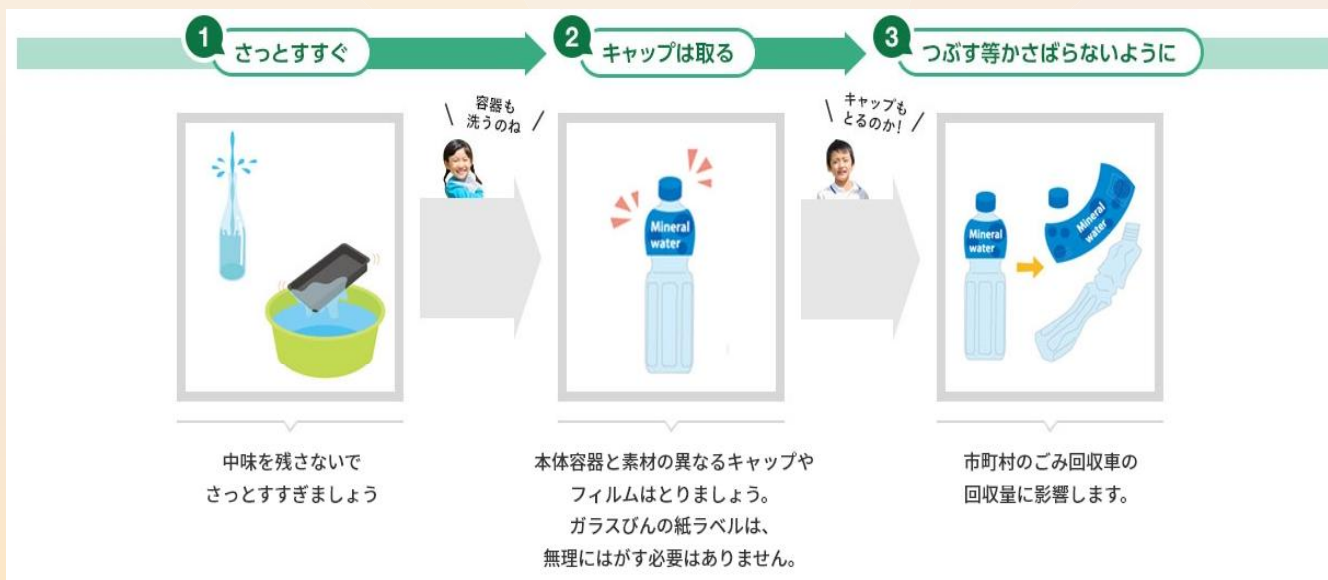
※再商品化義務のある4素材（左側）は、法律制定時、資源価値が低く、市町村が分別収集してもお金を払わないとリサイクルできない状態でした。

一方、右側の4素材は資源価値が高く、お金を払わなくてもリサイクルされる状態であったため、再商品化義務の対象外とされました。

●容器包装リサイクル法のしくみ

容リ法の対象とする8つの素材を容器包装ごみとして出すときは、市町村ごとの排出ルールに従って出しましょう。

出す前に、次の点を心がけてください。



これは入れないで！ 禁忌品について

カミソリ・割れたガラスびん・乾電池等の危険物や、在宅医療用の注射器等の医療系廃棄物などの禁忌品が容器包装ごみに混入して排出されると、選別作業時に作業員がけがをしたり、発火したりするため非常に危険です。絶対に一緒にしないで、市町村のルールに従ってください。

注：市町村指定収集袋のなかに、さらに小袋に入れたごみを出すのは止めましょう。異物の混入する確率が高くなってしまいます。



電池、ライター、ガスボンベなど

収集車やリサイクル工場の機械の中で発火、爆発する危険あり



カッター、刃物類

作業員がけがをする危険あり



注射針などの医療系廃棄物

注射器の針が体に刺さる危険あり

こんなものに生まれ変わっています

●ガラスびん

→びん原料、土木材料、ガラス短繊維、その他（軽量発砲骨材など）

●PETボトル

→ボトル（飲料用、洗剤用など）、シート（卵パック、ブリスターパックなど）
繊維（カーペット、ユニフォームなど）、成形品（回収ボックスなど）

●紙製品容器

→製紙原料、固形燃料、材料リサイクル（家畜用敷料）

●プラスチック製容器包装及びプラ分別収集物

→材料リサイクル（約6.5割）

→パレット、再生樹脂など

→ケミカルリサイクル（約3.5割）

→コークス炉化学原料、ガス化、高炉還元剤

